

目 次

第1章 計画の基本とする考え方	1
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画を推進する主体	3
5 対象とする環境の範囲	4
第2章 私たちの村の環境未来像	5
1 基本目標	6
2 基本方針	6
第3章 基本目標の実現に向けた手立て	7
1 施策の体系	8
2 施策の内容	
・生活環境の保全と創造	10
・自然環境の保全と創造	16
・良好な景観の保全と創造	20
・地球環境の保全	22
・参加と協働の推進	24
第4章 村民・事業者の環境配慮事項	27
1 村民の環境配慮事項	28
2 事業者の環境配慮事項	30
第5章 計画を実現するために	33
1 計画推進の仕組み	34
2 計画の進行管理	35
3 数値目標の一覧	36
資料	39
1 田野畑村環境の保全及び創造に関する基本条例	40
2 公共サインのデザイン基準	45
3 田野畑村環境審議会委員名簿	49
4 田野畑村環境条例・環境基本計画懇談会委員名簿	49
5 用語の解説	50

※青字で表記している用語は、「用語解説」(50ページ)に説明文を記載しています。

第1章

計画の基本とする考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画を推進する主体
- 5 対象とする環境の範囲

この章では、田野畑村環境基本計画(以下「計画」という。)の意義と田野畑村総合計画等との関係、そして、この計画の位置づけについて明らかにします。

1. 計画の目的

この計画は、「田野畑村環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「環境基本条例」という。40～44ページに掲載）の基本理念を踏まえ、本村の望ましい環境を実現することを目的として、環境基本条例第12条に基づいて策定するものです。

この計画では、村が実施する環境の保全及び創造に関する施策の方向を示します。また、村民や事業者の役割を示すことにより、村民・事業者・村の協働による取組みを推進します。

■環境基本条例の基本理念（第3条）

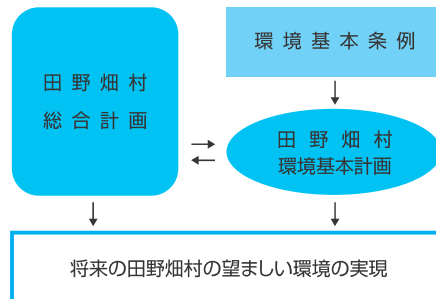
- ① 健康で恵み豊かな環境の将来にわたる維持
- ② 多様な自然環境の体系的保全、自然と人との共生
- ③ 地域の特性を生かした景観の形成
- ④ 環境への負荷の少ない社会の構築
- ⑤ 村、村民、事業者の参加・協働による取組み
- ⑥ 地球環境の保



2. 計画の位置づけ

この計画は、環境基本条例に基づく計画です。

また、田野畑村総合計画（以下「総合計画」という。）の部門別計画として位置づけしており、他の部門別計画の立案や事業の実施に際して、「環境に配慮すべきこと」を示す計画でもあります。



3. 計画の期間

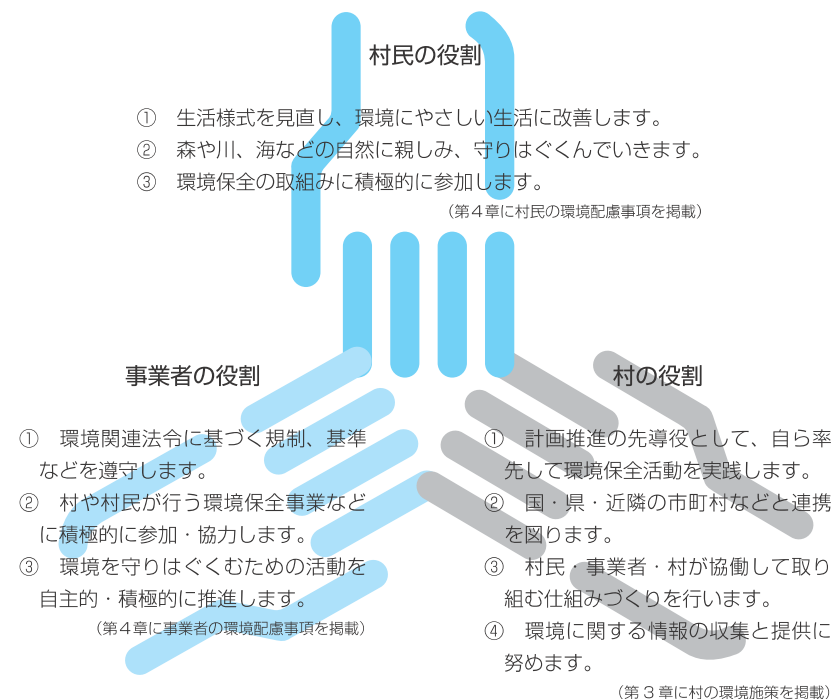
この計画は、総合計画（平成23年度～32年度）を環境面から実現する計画であり、計画の期間は、平成23（2011）年度から総合計画の前期基本計画に当たる平成27（2015）年度まで（5ヵ年計画）です。また、策定後は、社会情勢の変化や環境問題の動向などを踏まえて、必要に応じて見直しを行っていきます。

4. 計画を推進する主体

みんなで取り組みます

この計画を推進する主役は、村民・事業者・村の3者です。それぞれの立場で積極的な活動を行うとともに、互いに協力・連携しながら取り組むことによって、本計画が目指す基本目標の実現を図っていきます。そのため、この計画では、日常生活においてどんなことに取り組むのか、事業活動を行ううえで配慮することはなにか、村はどのような施策を展開していくのかなど、それぞれの役割を明らかにします。

第3章に村が実施する環境施策を明らかにするとともに、第4章に村民と事業者の環境配慮事項を示していますが、みんなで取り組む環境づくりをイメージを表すと下の図のようになります。



5. 対象とする環境の範囲

環境基本条例における「環境」の考え方を基本とし、自然環境、生活環境、景観、地球環境を対象とします。それぞれの分野の環境要素は多様で、相互に深い関連がありますが、代表的なものとして次の環境要素を対象とします。

また、良好な環境を守りはぐくむためには、村民や事業者の自発的な取組みが欠かせません。このため、住民の参加・協働という視点を設けます。

■環境の範囲

分 野	環 境 要 素
生活環境	大気、水、土壌、廃棄物、悪臭、化学物質など
自然環境	野生動植物、生態系など
景 観	自然景観、地域景観、歴史・文化資源など
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、資源・エネルギーなど

■住民参加

参加・協働	環境教育・環境学習、コミュニティ活動、人材育成など
-------	---------------------------

第2章

私たちの村の環境未来像

- 1 基本目標
- 2 基本方針

この章では、より良い環境を守りはぐくむための基本目標を定めます。

また、この基本目標を実現するために、5つの基本方針を設定します。

1. 基本目標

豊かな自然と共生し、暮らしに安らぎのある村

総合計画の基本構想では、基本目標「人と自然が織りなす 心豊かな協働の村 たのはた」の下に、6つの将来像を設定しており、環境の将来像として「豊かな自然と共生し、暮らしに安らぎのある村」を掲げています。

2. 基本方針

この基本目標を実現していくために、次の5つの基本方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を展開していきます

生活環境の保全と創造

村民が、健康で安心な生活を送ることができるよう、すがすがしい空気や清らかな水を守ります。また、廃棄物の適正処理を推進するほか、**ダイオキシン類**などの有害物質対策にも努めます。

自然環境の保全と創造

豊かな森・川・海は、私たちのかけがえのない財産です。この多様な自然環境を適切に保全し、次の世代に伝えていくために、自然と人が豊かにふれあいながら共生する村づくりを進めます。

良好な景観の保全と形

美しい景観は、住む人や訪れる人々の心に潤いと安らぎを感じさせます。北山崎をはじめとする優れた自然景観を保全するとともに、地域の個性を生かした魅力ある景観の形成を進めます。

地球環境の保全

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題は人類共通の課題です。私たちは、地球市民の一員として、日常生活や事業活動において、地球の環境を守りはぐくむ取り組みを積極的に進めます。

参加と協働の推進

良好な環境を保全し創造するには、村民や事業者の積極的な参加が不可欠です。田野畑の環境をみんなで考え、行動を起こす「参加と協働」の仕組みづくりを進めます。

第3章

基本目標の実現に向けた手立て

1 施策の体系

2 施策の内容

- 生活環境の保全と創造
- 自然環境の保全と創造
- 良好な景観の保全と形成
- 地球環境の保全
- 参加と協働の推進

この章では、5つの基本方針ごとに、基本目標の実現に向けた施策を定めます。

また、基本目標の達成状況を評価するため数値目標を設定します。

1. 施策の体系

基本目標

豊かな自然と共生し、暮らしに安心がある村

基本方針 1 生活環境の保全と創造

1 水環境の保全

- ・水道水源の保全
- ・下水、排水対策の推進

2 ゴミの減量化

- ・ゴミを出さない生活様式の定着
- ・事業系ゴミの減量化

3 資源の循環利用の推進

- ・リサイクル活動の活性化
- ・リサイクル商品の利用促進

4 ゴミの適正処理の推進

- ・ゴミの適正処理
- ・環境マナーの向上

基本方針 2 自然環境の保全と創造

1 森・川・海の保全

- ・森の保全
- ・川の保全
- ・海の保全
- ・上流、中流、下流域の連携

2 野生動植物の保護

- ・生態系の保全
- ・野生動植物の保護

基本方針 3 良好な景観の保全と形成

1 自然と調和した魅力的な景観の形成

- ・自然景観の保全
- ・魅力的な地域景観の形成
- ・歴史や文化等の保存と活用

2 快適な生活空間の創出

- ・ゴミの散乱防止
- ・地域の美化
- ・サイン整備

基本方針 4 地球環境の保全

1 地球環境に配慮した取組みの推進

- ・地球温暖化の防止
- ・オゾン層の保護
- ・酸性雨の防止

基本方針 5 参加と協働の推進

1 環境教育・環境学習の推進

- ・生涯学習の推進
- ・学校等における環境教育の充実
- ・職場での研修活動の促進
- ・図書・資料の整備

2 村民参加の推進

- ・パートナーシップの形成
- ・コミュニティ活動の促進
- ・住民活動の促進
- ・事業者による環境保全活動の促進
- ・環境情報の共有化

2. 施策の内容

基本方針 1 生活環境の保全と創造

1 水環境の保全

村内の河川で実施している水質調査の結果をみると、概ね良好な水質が保たれています。しかし、村内の河川のほとんどは水量が少ないために、生活雑排水や事業所からの排水の影響を大きく受けています。

水は、すべての生物の生存に欠かすことができないものです。安全でおいしい水を供給するためにも、また、多様な生態系を保全するためにも、清らかなせせらぎを守り続けることが大切です。

村では、水道水源地の水質調査や水源涵養林の整備、下水・排水施設の整備による排水対策などに取り組み、快適な生活環境を創出するとともに、健全な水環境の保全を推進します。

目標

項 目	現 状	目標値（平成27年度）
・上水道の普及率（※1）……………	89.9%	⇒ 89.9%
・污水处理施設の整備率（※2）………	56.6%	⇒ 60.5%

※1 専用水道を含む。

※2 污水处理実施計画の整備目標値。特定環境保全公共下水道と漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の累計値

■村の環境施策

分 野	施策の内容	担 当 課
水道水源の保全	水道水源の水質管理を徹底し、安全でおいしい飲料水を供給します。	地域整備課
	水道施設の整備を推進します。	地域整備課
	安定した水源の確保のために水源涵養林の整備に取り組みます。	産業振興課
下水・排水対策の推進	下水・排水処理施設の整備事業を推進します。	地域整備課
	家庭での浄化槽設置を補助します。	地域整備課
	環境に負荷の少ない洗剤の利用や食用油の適正処理などについて広報活動を実施し、生活雑排水の対策を推進します。	生活環境課
	事業活動に伴う排水の適正管理について、事業者への啓発と指導を行います。	生活環境課

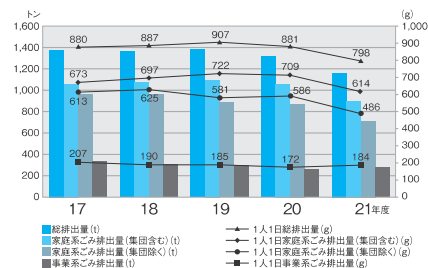


2 ゴミの減量化

宮古広域管内の平成21年度のごみ搬入量及び一人1日当たりの排出量は、平成20年度と比較すると、約10%の減量となっており、特に、家庭系ごみにおいては、約14%の大幅な減量となりました。

このことは、平成21年度から開始した資源ゴミ（新聞紙・雑誌・段ボール・プラ製容器包装、紙製容器包装、白色トレイ等）の分別収集と指定ごみ袋製の完全実施及びそれに伴う住民説明会等により、ごみの減量化が図られたためと思われる。

しかし、平成22年度に入り、全市町村でごみの搬入量が増加していることから、早急に減量化対策に取り組みます。



目標

項 目	現 状	目標値（平成27年度）
・1人1日当たりのごみ排出量……………	482 g	⇒ 474 g
・一般廃棄物の年間収集量……………	家庭系 694 t 事業系 256 t	⇒ 664 t ⇒ 245 t
・マイバック運動の協力事業所……………	—	⇒ 70%

■村の環境施策

分 野	施策の内容	担 当 課
ゴミを出さない生活様式の定着	自分専用の買い物袋を持参する「マイバック運動」を推進します。	生活環境課
	ゴミの減量化について減量の方法や実践事例などの情報を提供します。	生活環境課
	生ゴミの水切りの徹底や堆肥利用の普及に努め、減量化を促進します。	生活環境課
	小売店と協力し、「マイバック運動」や過剰な包装の抑制を促進します。	生活環境課
事業系ゴミの減量化	ゴミ減量計画の策定を推奨するなど、事業所における自主的な廃棄物減量活動を促進します。	生活環境課

3 資源の循環利用の推進

村では、現在5品目17種類の資源ごみ分別収集が行われています。村民のリサイクル意識の高まりとともにリサイクル量も増加し、平成21年度は約315tの資源ごみがリサイクルされています。

また、自治会や婦人会、子供会などの団体が資源集団回収の奨励金制度を活用して、古紙などの回収に取り組んでいます。各団体の積極的な取り組みにより、約186tの資源ごみが回収されています。

リサイクルは、ゴミの減量化を進めるうえで、もっとも有効な手段です。また、限りある資源を有効に利用するという点で、地球環境の保全を進めるうえで大変重要な取り組みです。

村では、グリーン購入の推進や集団回収団体の活動への支援など、リサイクルの推進に取り組んでいます。

目標

項 目	現 状	目標値（平成27年度）
・一般廃棄物リサイクル率※1）……	27.8%	⇒ 30.0%
・グリーン購入の推進……………	普及啓発実施、庁内100%実施	
・資源ゴミ集団回収団体の登録数……	14団体	⇒ 18団体

※1 宮古地区広域行政組合「一般廃棄物処理基本計画」のリサイクル目標値

■村の環境施策

分 野	施策の内容	担 当 課
リサイクル活動の活性化	資源ゴミの一時保管施設の建設を補助するなど、地域における積極的なリサイクル活動を促進します。	企画観光課 生活環境課
	資源ゴミの回収が円滑に行われるよう、収集の見直しを随時行います。	生活環境課
	事業所における缶・ビンの分別排出が徹底されるよう、啓発と指導を行います。	生活環境課
リサイクル製品の利用促進	資源ゴミの集団回収に取り組む団体に奨励金を交付し、リサイクル活動を支援します。	生活環境課
	庁内における「グリーン購入」を推進するほか、家庭や事業所での取り組みを促進します。	全 庁
	公共事業におけるリサイクル資材の使用率を高めます。	全 庁
	事業者によるリサイクル製品の積極的な販売を促進します。	生活環境課

STEP1 地球の未来のためみんなでチャレンジ 身近なことから始めよう

環境問題は、みんなの生活と深く関わっている問題です。将来もずっと安心、安全、快適にすごせる地球であるためには、みんなが協力して行動することが大切です。ここでは、みんなでとりくめる環境にやさしい活動を紹介していきます。ともだちをさそってチャレンジしてみましょう。

家族でチャレンジ



- ①ごみを減らす（Reduce リデュース）、
②くり返し使う（Reuse リユース）、
③再生利用（Recycle リサイクル）

の3Rを実行して、限りある資源を大切に利用して、エネルギーの消費をおさえる「持続可能な社会」をつくりましょう。

①ごみを減らす

Reduce リデュース

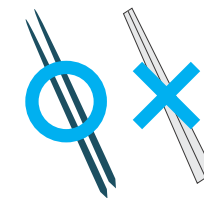
- 使い切ってごみを出さないようにしましょう。
- ごみになりにくい製品を買きましょう。
- 使いすての製品はなるべく使わないようにしましょう。
- 包装紙などではできるだけ少なくしましょう。
- マイバッグを持って買い物に出かけ、レジ袋を断りましょう。
- つめかえの製品を買きましょう。



②くり返し使う

Reuse リユース

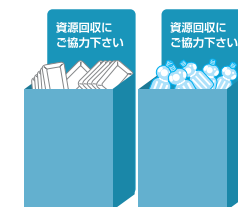
- 持ちものはくりかえし使いましょう。
- いらなくなったものは、ほしい人にゆずりましょう。
- フリーマーケットやリサイクルショップを利用しましょう。
- こわれたら修理して使いましょう。



③再生利用

Recycle リサイクル

- 資源はきちんと分けて資源回収に出しましょう。
- リサイクルされた製品を使いましょう。



4 ゴミの適正処理の推進

毎年、春と秋の2回、村民の協力をいただきながら一斉清掃を実施していますが、まだまだたくさんのゴミが回収されています。できる限りゴミの減量化とリサイクルを行った後の廃棄物は、環境汚染を生じさせないよう適切に処理することが必要です。特に、近年は、ダイオキシン類が人の健康に及ぼす影響が社会問題となっていることから、適切なゴミ処理が求められています。

また、ゴミのポイ捨てや不法投棄は後を絶たない状況です。毎年、春と秋の2回、村民の協力をいただきながら一斉清掃を実施していますが、毎回たくさんのゴミが回収されています。

村では、ゴミの適正な処理について周知・徹底を図るとともに、環境に関するモラルやマナーの向上のための啓発活動を進めます。



目標

項目	現 状	目標値（平成27年度）
・ゴミ分別ポスターの作成……………	全世帯に配布	
・ゴミ焼却行為に関する苦情件数……	0件	⇒ 現状を維持

■村の環境施策

分野	施策の内容	担 当 課
ゴミの適正な処理	出前講座などによる説明やパンフレット等を作成・配付し、ゴミの分別や処理方法の周知徹底を図ります。	生活環境課
	ゴミの野焼き規制の周知を図り、ダイオキシン類の発生につながる焼却行為の禁止を徹底します。	生活環境課
	地区懇談会などによる説明や広報を活用し、ゴミの分別や処理方法の周知徹底を図ります。	生活環境課
	テレビや冷蔵庫、洗濯機などについては、家電リサイクル法などの法令に基づいた適正な処理を推進します。	生活環境課
	事業活動に伴う廃棄物の処理については、関係産業団体にも協力を要請しながら、事業者による適正処理を促進します。	生活環境課
	環境美化監視員によるパトロール活動などにより、廃棄物の不法投棄防止に取り組みます。	生活環境課
環境マナーの向上	ゴミ出しルールの周知・徹底を図ります。	生活環境課
	ゴミのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた啓発活動を行います。	生活環境課
	喫煙者のマナー啓発に努め、タバコの吸殻のポイ捨てを防止します。	生活環境課

● ごみ減量化のポイント ●

ゴミを発生させない

- いらない包装は断わる。
- 買い物袋を持参し、レジ袋はこらわない。
- 生産者は、ごみになるようなものを作らない。
- 流通業者は、ごみになるようなものを売らない。

ゴミになるものを減らす

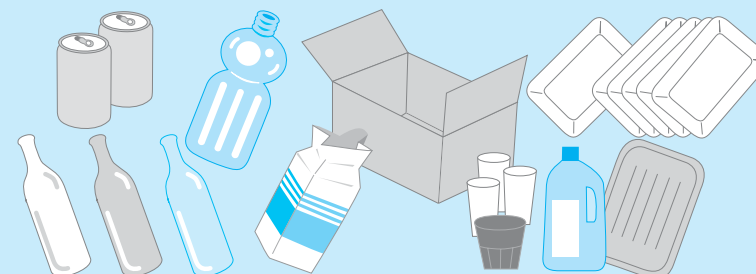
- 量り売りの商品を選ぶ。
- 使う分だけ買う。
- 紙コップや紙皿など、使い捨て商品の購入を控える。
- 食べられる分だけ調理する。

繰り返して使う

- ビールびんや牛乳びんなど繰り返し使える容器を選ぶ。
- 家具などを修理して使う。
- 詰め替え用の商品を選ぶ。
- フリーマーケット、リサイクルシ

資源として再利用する

- 生ごみをたい肥にして利用する。
- 分別収集に出す。
- 廃品回収に出す。
- スーパーなどの資源回収に出す。



基本方針 2 自然環境の保全と創造

1 森・川・海の保全

自然は、私たちに多くの恵みをもたらしてくれるだけでなく、日々の暮らしに潤いを与えてくれます。また、自然の生き物とのふれあいは、子供たちの感性をはくぐみ、命の大切さを学ぶことができる重要な体験です。私たちは、この自然環境をかけがえのない財産として保全し、永く継承していかなければなりません。

しかし、豊かに見える郷土の自然環境も、生活様式の変化や開発などの影響を受けて変わりつつあります。自然の中では、多種多様な生き物が生息し、網の目のように関連した生態系を形作っています。自然を守ることは、多様な生き物の生息環境を守ることであり、生物の生育・生息状況に適した環境の保全に取り組むことが必要になります。

また、自然は、水源涵養機能や防災機能、大気や水の浄化作用など、多くの機能をもっています。このような機能について認識を深め、守りはくぐむことも大切です。

村では、森・川・海のつながりに配慮し、一体的な自然環境の保全に取り組めます。

目標

項目	現 状	目標値（平成27年度）
・村有林と民有林の整備面積	151ha	⇒ 800ha（※1）
・河川の水質目標値（BOD）	17 ページに掲載	⇒ 1mg／ℓ 以下（※2）

※1 平成23年度～27年度の村有林・民有林の整備累計面積。
※2 河川の水質調査は、村内の6河川12箇所で行う。目標値は、環境基準 AA 類型の基準値。

■村の環境施策

分野	施策の内容	担当課
森の保全	野生動植物の生息・生育環境として、健全な森林・農地・緑地の保全を進めます。	産業振興課
	水源涵養や防災機能など、森林の持つ公益的な機能を生かすため、計画的な植林や間伐を促進し、森林資源の蓄積と整備に努めます。	産業振興課
	休耕地の有効利用を促進するなどにより農地の適切な維持管理を図り、保水機能などの維持向上に努めます。	農業委員会 産業振興課
川の保全	下水・排水処理施設の整備事業を推進します（再掲）。	地域整備課
	河川改修を行う場合は、自然を多く取り入れるように配慮し、水辺の生物が生息できる環境を保全します。	地域整備課
	生活雑排水や事業排水の適正な処理を図ります。	生活環境課
	釣り人のマナーの啓発に取り組めます。	生活環境課 産業振興課

■村の環境施策

分野	施策の内容	担当課
海の保全	下水・排水処理施設の整備事業を推進します（再掲）。	地域整備課
	漁業系廃棄物が適正に処理されるよう広報活動を充実させます。	生活環境課
	一斉清掃により海浜の清掃活動を実施します。また、村民の自発的な清掃活動を支援します。	生活環境課
	釣り人のマナーの啓発に取り組めます（再掲）。	生活環境課 産業振興課
河川流域の連携	河川の上・中・下流域の住民が参加した清掃活動などを実施し、環境の保全に対する共通理解と相互連携を図ります。	生活環境課

村内の河川の水質状況

平成22年度の河川水質調査を実施した結果、下記及び別紙報告書のとおりでした。

河 川 名	水素イオン濃度（pH）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	生物化学的酸素要求量（BOD）	大腸菌群数（MPN/100mL）	測定地点
県環境基準（AA類型）	6.5PH以上 8.5PH以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	50MPN/ 100mℓ以下	中の橋付近
普 代 川	7.5	4	9.6	0.8	9,200	巢合中の橋付近
平井賀川①	7.4	1 未満	9.6	0.5 未満	170	砂防ダム付近
平井賀川②	7.4	1 未満	9.8	0.5 未満	350	平井賀水門付近
松 前 川 ①	7.3	4	9.5	1.7	46	松前沢橋付近
松 前 川 ②	7.2	3	9.3	0.7	70	鳥越水門付近
鳥 の 沢 川	7.1	1 未満	9.4	0.5 未満	79	北の沢と南の沢の合流地点
白 池 川	7.3	1 未満	9.3	0.5 未満	26	河口から約1 km 上流付近
田 代 川	7.4	5	9.4	1.5	1,400	普代川との合流点付近

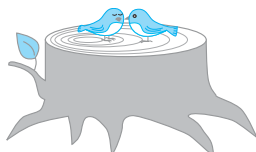
※1 平成22年10月12日に調査を実施。 ※2 AA類型は、県環境基準の最高基準値。

2 野生動植物の保護

村内には、県の文化財に指定されているシロバナシャクナゲ群落やイワタバコの北限自生地など、貴重な天然記念物が分布しています。また、村指定の天然記念物のチョウセンアカシジミは、全国でも生息地が限られ、個体数が減少していることから保護の必要性が高まっています。

また、ホタルのように、以前は村内のいたる所に生息していた生き物でも、最近は数が減っているものがあります。村には、村域全体にわたる動植物の調査結果はありませんが、ホタルの例のように生物の生息環境が変化していると考えられます。

村では、村民や自然保護団体などとのネットワークを強化するとともに、個々が有する情報を整理することによって村域に生育・生息する野生動植物の実態を把握し、希少な野生動植物の保護と多種多様な生物が存在する自然環境の保全に取り組んでいきます。



目標

項目	現状	目標値（平成27年度）
・野生動植物の分布調査……………	調査継続	

《岩手県指定の天然記念物》



シロバナシャクナゲ群落…山地以上の高地に生育する常緑広葉樹。幹は高さ1～4メートルで、よく分枝する。葉は長楕円形で、縁はしばしば裏側に巻き込む。6～8月に枝の先に白色から淡紅色の花を5～15個つける。時々、八重咲きのネモトシャクナゲがみられる。昭和29年4月指定。



イワタバコの北限自生地…イワタバコ科の多年草。山地の陰湿な岩壁に着生し、2～3枚の葉が垂れ下がる。葉は小判形で軟らかく、タバコの葉に似ていることから名付けられた。夏に花茎を伸ばし、数個の紫色の花をつける。昭和44年6月指定。



白亜紀化石層…北部陸中海岸には、宮古層とよばれる白亜紀(7,000万～1億3,500年前)の地層が点々と分布している。ハイベ・コイコロベと呼ばれる小さな半島の部分は、特に化石を多数包蔵し、種類、個体数も豊富で、宮古層の標識地として、またその示準化石の産地として、地質学的にきわめて貴重である。昭和41年3月指定。

■村の環境施策

分野	施策の内容（関連事業）	担当課
生態系の保全	多種多様な野生動植物が生息できる森、川、海の環境を守ります。	生活環境課 関係課
	道路や河川、排水処理施設などの整備に当たっては、可能な限り野生動植物の生息環境に配慮します。	地域整備課 産業振興課
	野生動植物の生息環境を保全するため、減農薬型農業の普及に努めます。	産業振興課
	動植物に影響を及ぼすことが危惧される開発行為については、環境保全対策について適切な指導を行います。	生活環境課 関係課
野生動植物の保護	チョウセンアカシジミなどの希少動植物の保護に努めます。	社会教育課
	クマやカモシカなどの野生動物による農林業などへの被害防止対策を進めるとともに、野生動物との共存対策を進めます。	産業振興課 生活環境課
	ヒメボタルやサクラソウの観察会など、村内に生息する動植物を活用した学習活動を通して、野生動植物の保護意識の醸成	生活環境課 社会教育課
	野生動植物の密猟・盗掘など監視・通報体制について、関係機関との連携の充実を図ります。	生活環境課 社会教育課

村の天然記念物 幻の蝶・チョウセンアカシジミ



学名は「コレアナ・ラファエリス」。朝鮮半島を原産とするシジミチョウ科に属する小型の蝶で、羽の大きさは、開いたときで3.5～4 cm程度。色は赤黄色、外縁は黒色である。世界でも限られた地域に生息する珍しい蝶で、幻の蝶ともいわれる。

日本では、昭和28年に田野畑村で初めて発見されるまで、国内には生息しないものと思われていた。現在、新潟、山形、岩手3県の中でも、きわめて限られた地域にのみ生息が確認されている。

昭和48年、村の天然記念物に指定。

基本方針 3 良好な景観の保全と形成

1 自然と調和した魅力的な景観の形成

北山崎や鵜の巣断崖をはじめとした海岸景観は、陸中国立公園を代表する景観です。平成11年の「全国観光資源調査」では、「わが国を代表し、世界にも誇示しうる」観光資源として、国内の海岸で唯一「特A級」に評価されています。

景観は、村や地域の個性・魅力を形成するほか、村民の郷土に対する親しみや誇りを育てます。

村では、北山崎や鵜の巣断崖をはじめとする美しい海岸景観、山々から続く緑の景観を守り育て、多くの人に感動を与える自然景観を保全します。また、地域の産業や風土などが生かされた田野畑らしい景観の形成を図ります。

目標

項 目	現 状	目標値（平成27年度）
・国立公園の景観保全	法令に基づいた景観の保全	
・花いっぱい運動の推進	地域における活動の促進	
・休耕地の有効利用	農地台帳のデータベース化による利用促進	
・環境美化活動の顕彰	環境美化に関する功労表彰の実施	

■村の環境施策

分 野	施策の内容	担 当 課
自然景観の保全	北山崎や鵜の巣断崖をはじめとする美しい海岸線の景観を保全します。	企画観光課
	北山崎園地内の施設整備と環境美化を図ることを目的に、利用料の利用者負担制度の創設を検討します。	企画観光課
魅力的な地域景観の形成	漁村の風景や酪農風景など、地域の産業や特性を生かした景観形成を図ります。	生活環境課 関 係 課
	休耕地の有効利用を促進することにより、緑豊かな地域景観の形成に努めます。	生活環境課 農業委員会
	景観形成に関する協定の締結など、地域ぐるみの取り組みを促進します。	生活環境課
	地域や家庭、職場に花を植栽する運動（花いっぱい運動）を推進し、彩り豊かな地域景観の形成に努めます。	生活環境課
	資材置き場での目隠しの設置（囲い、植樹など）について、事業者の協力を要請します。	生活環境課
歴史や文化等の保存と活用	景観を形成するうえで重要な建造物や樹木等の保存と活用に努めます。	社会教育課 生活環境課
	地域にある歴史的・文化的な資源の発掘と活用を図ります。	政策推進課 社会教育課

2 快適な生活空間の創出

現在、一斉清掃や花いっぱい運動などの活動が、村民の参加のもとに行われ、ゴミのない沿道や色とりどりの花で彩られる花壇が維持されています。

しかし、後を絶たないゴミのポイ捨てや放置されている使用済み自動車など、良好な景観を形成するうえで改善しなくてはならない課題もあります。

景観は、私たちの日々の暮らしの快適さにとって重要な要因です。村では、今後も村民参加の清掃活動を実施するとともに、地域ぐるみの美化活動を促進します。

目標

項 目	現 状	目標値（平成27年度）
・一斉清掃の実施	春と秋の2回実施	⇒ 春と秋の2回実施
・一斉清掃への参加世帯	全世帯の参加（※1）	
・不法投棄防止パトロール	150人・日	⇒ 180人・日

※1 高齢者世帯などを除く。

■村の環境施策

分 野	施策の内容	担 当 課
ゴミの散乱防止	ゴミのポイ捨て防止運動を推進します。	生活環境課
	喫煙者のマナー啓発に努め、タバコの吸殻のポイ捨てを防止します（再掲）。	生活環境課
	村民総参加による一斉清掃を実施します。また、地域の自主的な清掃活動を促進します。	生活環境課
	廃棄物の不法投棄を防止するための啓発活動を推進するとともに、環境美化監視員による監視活動を実施します。	生活環境課
地域の美化	放置されている使用済み自動車の処理・撤去を促進します。	生活環境課
	放置されている廃船の処理・撤去を促進します。	生活環境課
サイン整備	村が設置する標識のデザイン基準(45～48ページを参照)を設けます。また、事業者にも協力を求めながら、サインの統一化を図ります。	生活環境課
	老朽化したり不用になった標識や看板の撤去に努めます。	生活環境課



一斉清掃に参加しましょう

基本方針 4 地球環境の保全

1 地球の環境に配慮した取組みの推進

地球温暖化は、電気や石油などの消費に伴い発生する二酸化炭素が主な原因となっています。経済の高度化や生活が便利になるにつれて、1人当たりのエネルギー使用量は増加し、二酸化炭素の排出量も増加しています。国際的にも地球温暖化防止対策に関する取組みが進められているなか、私たちも生活や事業活動を見直し、温室効果ガスの排出を削減しなければなりません。

また、オゾン層の破壊や酸性雨の発生も、大きな問題となっています。

これらの環境問題は、科学技術の進歩のみでは解決できない問題です。村民一人ひとりが、問題解決に向けた意識と知識を身につけ、省エネルギー活動や原因物質の適正処理などの取組みを進めていくことが求められています。

目標

項目	現 状	目標値（平成27年度）
・エコドライブの実践事業所数……	——	⇒ 村内の全事業所
・公用車への低公害車の導入台数……	2台	⇒ 4台

■村の環境施策

分野	施策の内容	担 当 課
地球温暖化の防止	アイドリングストップの励行や急発進・急加速の禁止など、環境にやさしいエコドライブの普及活動を進めます。	生活環境課
	公共交通機関の利用促進に努めます。	政策推進課
オゾン層の保護	村の公用車に低公害車を導入するほか、その普及にも努めます。	総 務 課 生活環境課
酸性雨の防止	省エネルギー活動の促進を図り、温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑制していきます。	生活環境課
	冷蔵庫や冷凍庫等については法令に基づいた処理を進め、温室効果ガスでありオゾン層破壊物質でもあるフロンガスの適正処理に努めます。	生活環境課

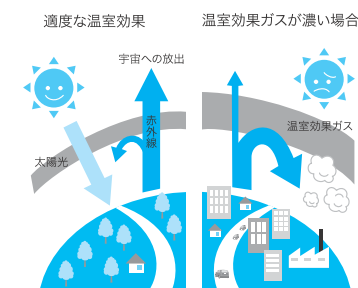
地球環境のこと、
もっと考えてみませんか



地球の温暖化はどうして起きるの？

地球は、太陽光のエネルギーを受けて温められている一方で、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。この双方の反復運動がバランスよく行われることにより平均した温度が保たれています。

ところが二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がると、温められた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、地球が温室バリアで包まれた状態になり、地表の温度が必要以上に上がってしまいます。これが地球温暖化の仕組みです。



温暖化は地球にどんな影響があるの？

このまま温暖化が進み、2100年に地球の平均気温が上昇（最大5.8度）したとき、次のような影響があるといわれています。

海洋への影響



海水の熱膨張や氷河が融けて、海面が最大 88 センチ上昇するといわれています。南極の氷が融けると、さらに海面が上昇するといわれています。



生物への影響



現在、絶滅の危機にさらされている生き物は、ますます追い詰められます。

人体への影響



マラリアなどの熱帯性伝染病の発生範囲が広がるおそれがあります。

気象への影響



降雨パターンが大きく変わり、内陸部では乾燥化が進み、熱帯地域では台風、ハリケーン、サイクロンといった熱帯性の低気圧が猛威を振るい、洪水や高潮などの被害が多くなるおそれがあります。



食糧供給への影響



気候の変化に加えて、病害虫の増加で穀物生産が大幅に減少し、世界的に深刻な食糧難を招くおそれがあります。

基本方針 5 参加と協働の推進

1 環境教育・環境学習の推進

環境問題を解決していくためには、すべての人が環境問題に関心を持ち、理解を深めることが大切です。そのためにも、環境に関する学習機会を充実させることが重要になります。

村では、一人ひとりの環境意識を高める教育・学習を推進し、日常生活や事業活動が環境とどのような関わりをもち、どのような負荷を与えているかを認識するとともに、環境保全のための具体的な行動は何かを理解し、それを実践できる豊かな感性をもった人づくりを目指します。

目標

項目	現 状	目標値（平成27年度）
・環境作品コンクール……………	小中学生	

■村の環境施策

分 野	施策の内容	担 当 課
生涯学習の推進	環境の大切さについて認識を深めることのできる学習機会をつくります。	社会教育課 生活環境課
	生涯学習担当部署と連携して、水生生物による水質判定調査などの環境調査活動を実施します。	社会教育課 生活環境課
	自治会などと連携し、環境に関する出前講座を地区ごとに実施します。	生活環境課
	環境作品コンクールを実施し、村民の環境問題への意識をさらに高めることを目的とします。	生活環境課
	講師等の人材派遣や環境学習のための教材・情報等を提供するなど、村民や地域が自主的に学習活動を支援します。	生活環境課
学校等における環境教育の充実	自然とのふれあいや環境の大切さについての学習活動を幼児期から段階的に取り入れ、児童生徒の環境意識の高揚を図ります。	総務学校教育課
	地域での清掃活動や河川の水質調査活動など、環境の保全等に関する体験的な活動を推進します。	総務学校教育課 生活環境課
職場研修の促進	事業所における研修活動の促進に努めます。	生活環境課
図書・資料の整備	環境教育関連の図書や資料等の充実に努めます。	社会教育課



2 村民参加の推進

良好な環境を守りはぐくむためには、行政だけでなく、村民や地域、事業者による活動を活性化する必要があります。また、各主体が相互に連携・協力する関係を築くために、情報の交換や交流の場を築くことが大切です。

このため、村では、家庭や地域、職場における自主的な環境保全活動を支援するとともに、情報や意見の交換を図りながら、各主体のパートナーシップの形成に努めます。また、環境施策の企画段階から村民や地域、事業者が参加できる仕組みをつくります。

目標

項目	現 状	目標値（平成27年度）
・意見や提言の募集……………	広報紙やインターネット等を活用して実施する	
・意見や情報の交換（交流促進）……	各地区や各種団体との懇談会等で実施する	

■村の環境施策

分 野	施策の内容	担 当 課
パートナーシップの形成	環境政策の企画立案・実施における住民・事業者の参画を促進します。	生活環境課
	村民・事業者・村が、環境に関する情報や意見を交換できる場を設けます。	生活環境課
コミュニティ活動の促進	資源ゴミの一時保管施設の建設を補助するなど、地域における積極的なリサイクル活動を促進します（再掲）。	政策推進課 生活環境課
	地域が取り組む環境保全活動を広報などで紹介し、住民の活動参加を促進します。	生活環境課
住民活動の促進	家庭における積極的な環境配慮活動を促進します。	生活環境課
	環境保全や環境美化に関する具体的な取り組み事例を紹介し、環境保全活動の裾野を広げます。	生活環境課
	環境保全活動に取り組んでいる個人や団体等が交流する機会をつくり、相互の連携や情報交換を促進します。	生活環境課
事業者による環境保全活動の促進	産業団体と連携し、事業者間の連携や情報交換等の交流に努めます。	生活環境課
	エコショップ認定制度の普及を図り、事業者の積極的な環境保全活動を促進します。	生活環境課
環境情報の共有化	環境施策の取り組み状況や環境調査の結果などの情報を公開します。	生活環境課
	産業団体と連携し、事業者に対する円滑な情報伝達に努めます。	生活環境課

環境にやさしい運転を始めよう

- アイドリングストップを心掛ける**
車を離れるときは、エンジンを切りましょう。
- 空ぶかしをしない**
空ぶかしは、燃料を無駄にするだけでなく、**窒素酸化物**などの汚染物質をまき散らします。
- 定期的な点検整備を行う**
点検・整備をきちんと行うことで、排気ガスの量を減らすことができます。
- 無駄な荷物を積まない**
エンジンに余計な負担がかかり、燃料を多く使い、結果的に排気ガスの排出量が増えてしまいます。
- 急発進や急加速、急ブレーキをやめる**
“急”がつく運転は、燃費にも悪影響を及ぼします。100回の急発進や急加速で約1.2ℓのガソリンを余分に消費します。
- 自動車の利用を控える**
環境のためにも、健康のためにも、近距離なら徒歩や自転車を利用して、自動車の使用を減らすよう心掛けましょう。

心掛けひとつで
こんなにも違うよ



【アイドリングストップの効果】
乗用車（ガソリン車）1台が毎日10分間のアイドリングを止めた場合、1年間の節約と環境効果は、右のようになります。

燃料を約 50 ℓ 節約できる

二酸化炭素を約 120kg 削減

第4章

村民・事業者の環境配慮事項

- 1 村民の環境配慮事項
- 2 事業者の環境配慮事項

この章では、環境を守りはぐくむために、村民や事業者の皆さんに求められる環境配慮事項を具体的に示します。

1. 村民の環境配慮事項

生活を見直し、着実な取組みを進めよう

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムと、その中で営まれる私たちの日常生活が大きく関わっています。そして、この環境問題を改善していくためには、村民一人ひとりが環境にやさしい生活様式を確立し、行動することが大切になります。

ここに示す環境配慮事項は、日々の生活の中で留意すべき事項であり、これを参考にした自主的な行動を村民の皆さんに求めるものです。各項目をチェックし、「×」の項目については重点的に取り組んでいきましょう。

● 水の環境を守ろう ●

- ☐ 不用になった食用油は、絶対に流しに流さない。固形剤で固めたり、紙などに吸わせてから可燃ゴミに出す。
- ☐ 味噌汁などもできるだけ残さない。
- ☐ 洗剤や石鹸は、必要最小限の量を使う。
- ☐ 洗剤や石鹸は、環境に影響の少ない製品の利用に努める。
- ☐ 食器洗いや調理、洗顔のときなどは、こまめに水を止める。
- ☐ シャワーを使うときも、節水に心掛ける。
- ☐ 入浴後の残り湯は、洗濯などに利用する。
- ☐ 公共下水道や集落排水処理施設の供用開始地区では、速やかに接続する。



● ゴミを減らそう ●

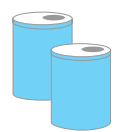
- ☐ 1人1日100g以上を目標にゴミを減らす。
- ☐ 生ゴミは、しっかり水を切る。
- ☐ 食材を腐らせて無駄にしないよう、買いすぎに注意する。
- ☐ 料理の作りすぎに注意する。残った料理は冷凍保存する。
- ☐ コンポスターなどを利用して、生ゴミの堆肥利用に取り組む。
- ☐ 自分専用の買い物袋を用意し、レジ袋を断る(マイバック運動)。
- ☐ 量り売り商品を選んだり、過剰な包装を断る。
- ☐ 使い捨て商品より、繰り返し使用できる商品を利用する。
- ☐ 古くなった物でも、掃除や修理して使用する。



みんなでゴミを減らそう! 目標=1人1日100g



新聞紙5枚分



アルミ缶500ml2本



ごはん1膳



皮2枚分



Tシャツ1枚

● リサイクルを進めよう ●

- ☐ 缶・ビン・ペットボトル・古紙の分別を徹底し、リサイクル収集に出す。
- ☐ 地域や婦人会などが取り組む資源ゴミ回収活動に協力する。
- ☐ 食品トレイは、食料品店等に設置してある回収ボックスに出す。
- ☐ フリーマーケットや不用品交換など、リサイクル活動に参加する。
- ☐ 子供服や玩具などは、兄弟や友人で譲り合う。
- ☐ エコマークやグリーンマーク商品など、環境にやさしい商品を積極的に利用する。
- ☐ テレビや冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンは、法令で定められた方法でリサイクルする。



● ゴミを正しく処理しよう ●

- ☐ ゴミの不法投棄は、絶対にしない。
- ☐ 決められた方法で正しく分別する。
- ☐ ゴミを出すときは、時間や排出のルールを守る。
- ☐ 他の地区のゴミ集積所に出さない。
- ☐ 収集されずにゴミ集積所に残ったゴミは、持ち帰って収集されなかった理由を確認する。
- ☐ ゴミを野焼き処理しない。(例外を除く。15ページを参照)

● 地域の美化に努めよう ●

- ☐ 一斉清掃や地域が実施する清掃活動に積極的に参加する。
- ☐ 自分で出したゴミは持ち帰り、絶対にポイ捨てはしない。
- ☐ タバコのポイ捨てをしない
- ☐ 落ちているゴミを見つけたら、すすんで拾う。
- ☐ 自宅に花や木を植え、潤いある景観づくりに努める。
- ☐ 使用済み自動車は、放置することなく適切に処分する。
- ☐ 住宅を建築・改築するときは、周囲との調和に配慮する。
- ☐ ペットの糞は適切に処理する。

● 自然を大切にしよう ●

- ☐ 自然観察会や環境学習会などに積極的に参加する。
- ☐ 森林の保全活動や河川・海岸の清掃活動などに積極的に参加する。
- ☐ チョウセンアカシジミなどの希少動植物の保護に努める。
- ☐ 山菜採りや釣りを楽しむときは、ゴミを持ち帰るなどマナーを守る。

● 環境問題に関心をもとう ●

- ☐ 自然の大切さや環境問題について家族で話し合う機会をつくる。
- ☐ 環境問題に関するニュースや行政が提供する情報に関心を持つ。

● 地球にやさしくなろう ●

- ☐ アイドリングストップや急発進・急加速の禁止など、地球にやさしい運転を心掛ける。
- ☐ 公共交通機関を積極的に利用する。
- ☐ 低公害車の導入に努める。
- ☐ 不必要な照明の消灯や冷暖房の適温設定など、省エネルギー活動に取り組む。
- ☐ テレビやビデオなどを長時間使わないときは、電源プラグを抜く(待機消費電力の節電)。
- ☐ 冷蔵庫や冷凍庫などフロンガスを使用している家電は、定められた方法で処分する。

2. 事業者の環境配慮事項

事業目標に環境配慮事項を加えよう

事業活動に伴う環境への負荷は、その内容や規模の両面において、個人が及ぼす負荷より大きいといえます。このことから、事業者には、地域社会の一員として、環境保全への積極的な働き掛けが求められています。

ここに示す環境配慮事項は、事業活動を進めるうえで配慮すべき事項であり、これを参考とした自主的な行動を事業者の皆さんに求めるものです。事業目標に環境配慮事項を加え、職場をあげた取り組みを推進してください。

全業種に共通する配慮事項

- ☐ 廃棄物の減量化、リサイクルに積極的に取り組む。
- ☐ 事業活動に伴って生じる廃棄物は、家庭系廃棄物と区別し、責任をもって適切に処分する。
- ☐ 法律に適合した焼却炉以外でのゴミ焼却は行わない。
- ☐ 産業廃棄物の処理を委託する場合は、最終処分まで責任をもって管理する。
- ☐ 事業活動に伴って生じる排水を適切に管理・処理する。(排水施設の点検、水質管理など)
- ☐ 不必要な照明の消灯や冷暖房の適温設定など、職場をあげて省エネルギー活動に取り組む。
- ☐ アイドリングストップの徹底など、地球環境にやさしい運転を推進する。
- ☐ 事業所内や周辺の清掃を行うとともに、花や木を植栽し環境美化に努める。
- ☐ 建築物の配置・形態、看板などの設置は、周辺の景観との調和に配慮する。
- ☐ 職場内での環境教育を充実させ、職員の環境保全意識を高める。
- ☐ 村が実施する環境施策に協力する。

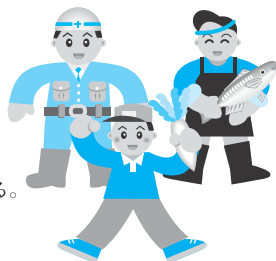
農林水産業

◆共通事項

- ☐ 安全で新鮮な産物の供給に努める。

◆農業

- ☐ 農薬や化学肥料は必要最小限の量を使用する。
- ☐ 消費者に環境保全型農業をアピールする。
- ☐ 家畜の糞尿が雨などで流れ出さないよう適切に管理する。
- ☐ 遊休農地の有効利用に努める。



◆林業

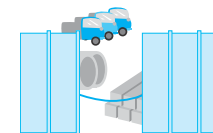
- ☐ 計画的な植樹を行い、森林資源の蓄積に努める。
- ☐ 森林の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努める
- ☐ 山菜や動植物を保護するため、一般の入山者に対する啓発を行う。

◆漁業

- ☐ 放置してある廃船などは、速やかに適正な処分を行う。
- ☐ 魚網にかかったゴミは海に返さず、持ち帰って適切に処分する。
- ☐ 缶やビン、タバコなどを海に捨てない。

建設業

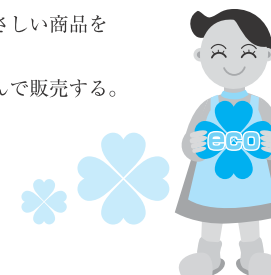
- ☐ 建設廃棄物のリサイクルを積極的に行う。
- ☐ 設計・施工の各段階で、建設廃棄物の削減について配慮する。
- ☐ 工事等を実施する際は、自然環境に配慮した工法を選択するほか、自然環境を保全するための十分な対策を講じる。
- ☐ 工事に伴って発生する粉じん、汚濁水、騒音、振動などへの対策を十分に行う。
- ☐ 環境汚染の原因となる化学物質を使用した材料は、できる限り使用しない。
- ☐ 地元または県内産の木材や間伐材を利用するように努める。
- ☐ 資材置き場の周囲は、植樹や囲いを設置して目隠しを施す。



卸売・小売業

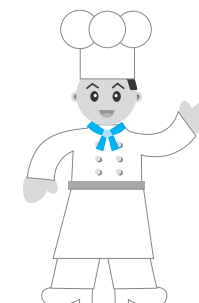
◆卸売・小売業

- ☐ 廃棄物の減量計画を定め実践するなど、積極的な減量活動に取り組む。
- ☐ 缶やビン、段ボールのリサイクルを推進する。
- ☐ エコマークやグリーンマーク商品などの環境にやさしい商品を販売する。
- ☐ 農産物は、地場産のものや有機栽培のものをすすんで販売する。
- ☐ マイバック運動を推進する。
- ☐ 過剰な包装を自粛する。
- ☐ 包装紙や使い捨て容器の使用を減らす。
- ☐ 食品トレイの分別回収ボックスの設置に努める。
- ☐ 店舗周辺の清掃を行い環境美化に努める。



飲食・旅館業など

- ☐ 生ゴミの発生を抑えるため、食材の効率的な利用を図る。
- ☐ 残飯や生ゴミの衛生管理に努める。
- ☐ 廃食用油は、流しに捨てない。
- ☐ 食器を洗うときは、皿などに残った油を紙などで拭き取った後に行い、油分が混ざった水を流さない。
- ☐ 洗剤は環境にやさしいものを使用し、最低限必要な量を使用する。
- ☐ 店舗周辺の清掃を行い環境美化に努める。



● 製 造 業 ●

- ☐ 廃棄物の減量計画を定め実践するなど、積極的な減量活動に取り組む。
- ☐ 廃棄物の適切な処理を行う。
- ☐ 再生原料を使用した製品など、環境にやさしい商品の開発や製造に努める。
- ☐ リサイクルが容易な素材を使用した製品など、ゴミの減量化や再資源化に適した製品の製造や開発に努める。
- ☐ 製品の梱包は簡易包装に努めるとともに、リサイクルしやすい梱包材を活用する。
- ☐ 化学物質や有毒物質などについては、使用削減に努めるとともに、保管や廃棄に当たっては十分な対策を講じる。
- ☐ 製造工程において、大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭などに関する自主的な管理目標を設定し、定期的な測定調査を実施する。



● 運 輸 業 ●

- ☐ 荷物の積み下ろしや客待ち時のアイドリングストップを徹底する。
- ☐ 低公害車の車両の導入を進める。
- ☐ 従業員へのエコドライブを徹底する。
- ☐ 過積載しないように十分注意する。



第5章

計画を実現するために

- 1 計画推進の仕組み
- 2 計画の進行管理
- 3 数値目標の一覧

この章では、計画を推進するための仕組み、進行管理について明らかにします。

1. 計画推進の仕組み

この計画が目指す基本目標を実現するためには、村・村民・事業者の協働のもとに、計画に盛り込まれた取組みを着実に進めていく必要があります。このため、計画の普及を図るとともに、計画推進の仕組みを整備します。

1 計画の普及

村・村民・事業者による環境に配慮した取組みが行われるよう、計画書(概要版)を全世帯に配布するほか、広報紙や村のホームページ等を活用して周知を図ります。

2 環境審議会

環境審議会は、村長の附属機関として、学識経験者のほか、民間団体等の代表者、村民等で構成されます。この計画の策定・見直しの際には、専門的かつ広範な見地から調査審議を行います。



3 庁内体制

環境の保全と創造に関する施策について総合的調整を行うための庁内体制を整備し、進行管理を行い、庁内各課で連携を図りながら施策を推進します。

4 年次報告

村内の環境に関する情報や環境施策の実施状況を収集・整理し、その結果を村の広報紙やホームページ等に掲載し公表します。また、年次報告への村民、事業者等からの意見や総合計画を踏まえて計画を点検します。

5 情報の収集・提供

長期的・科学的な視点に立ち、環境づくりを計画的に推進するためには、環境に関する情報の収集が重要です。このため、村は、関係機関や民間団体等との連携のもと、環境状況の監視、観測に努めます。また、村内の情報等を広く収集し活用するとともに、村の広報紙やホームページなどを活用して情報の提供を進めます。

6 財源の確保

環境保全事業に対する国や県の補助事業を活用するなど財源の確保に努めます。

2. 計画の進行管理

この計画を着実に推進していくために、次のような進行管理を行っていきます。

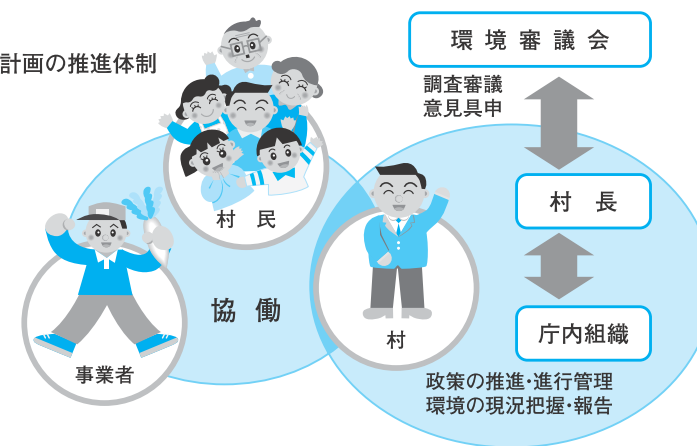
1 進行管理の実施体制

村は、環境の保全と創造に関する施策について、総合的調整を行うための庁内体制を整備し、計画で示した目標の達成状況を評価するとともに、施策の実施状況や課題の整理(点検)などを行い、計画の進捗状況を管理します。

2 進行管理の方法

5つの基本方針ごとに数値目標を設定し、それぞれの達成状況を評価します。また、庁内各課から環境に関連する施策の進行状況について報告を受けるほか、各種の調査データやアンケート調査結果等を有効に活用し、環境保全施策の進捗状況を管理します。そして、これらの結果をもとに、必要に応じて環境審議会の意見をいただきながら計画の見直しを行います。

図 計画の推進体制



3. 数値目標の一覧

環境施策を実施するに当たっては、できるだけ目標を数値化して達成状況を把握します。

項 目	現 状	目標（27年度）	担当課
基本方針 1 生活環境の保全と創造			
1 水環境の保全			
上水道の普及率（※1）	89.9%	89.9%	地域整備課
污水处理施設の整備率（※2）	56.6%	60.5%	地域整備課
2 ゴミの減量化			
ゴミの1人1日当たり排出量（※3）	482g	474g	生活環境課
一般廃棄物収集量	家庭系	694t	生活環境課
	事業系	256t	
マイバック運動への取り組み	—	70%	生活環境課
3 資源の循環利用の促進			
一般廃棄物のリサイクル率（※5）	27.8%	30.0%	生活環境課
グリーン購入の推進	普及・啓発	普及・啓発	全 庁
資源ゴミ集団回収団体数	14団体	18団体	生活環境課
4 ゴミの適正処理の推進			
ゴミ分別のポスターの配付	全世帯に配布		生活環境課
ゴミの焼却行為に関する苦情件数	0件	現状を維持	生活環境課

基本方針 2 自然環境の保全と創造

5 森・川・海の保全			
森林の整備面積	151ha	800ha	産業振興課
水質調査の実施カ所（※7）	7河川12カ所	7河川12カ所	生活環境課
村内河川の水質目標（BOD）	平均値0.7mg/ℓ	平均値1mg/ℓ	生活環境課
6 野生動植物の保護			
野生動植物の分布調査	調査継続	調査継続	生活環境課 社会教育課

※1 専用水道を含む。

※2 特定環境保全公共下水道と漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の累計値。

※3 平成15年度1人1日当たりのゴミ排出量（実績）から減量目標100gを減じて算出した。

※4 平成22年度の1日1人当たりのゴミ排出量の目標値をもとに、予測人口を4,438人として算出した。

項 目	現 状	目標（27年度）	担当課
基本方針 3 良好な景観の保全と形成			
7 自然と調和した魅力的な景観の形成			
国立公園の景観保全	法令に基づいた景観の保全		企画観光課
花いっぱい運動の推進	地域による活動を促進する		生活環境課
休耕地の有効利用の促進	農地台帳のデータベース化と活用		農業委員会
環境美化活動の顕彰	環境美化に関する功労表彰の実施		生活環境課
8 快適な生活空間の創出			
一斉清掃の実施	年2回	年2回	生活環境課
一斉清掃への参加世帯	100%	100%	生活環境課
ゴミの不法投棄防止パトロール	150人・日	180人・日	生活環境課

基本方針 4 地球環境の保全

9 地球の環境に配慮した取り組みの推進

エコドライブの実践事業所	—	村内の全事業所	生活環境課
公用車への低公害車の導入数	2台	4台	総務課

基本方針 5 参加と協働の推進

10 環境教育・環境学習の推進

環境作品コンクール	小・中学生	生活環境課
-----------	-------	-------

11 村民参加の推進

環境に関する意見・提言の募集	インターネットや広報等による意見募集	生活環境課
意見や情報交換の機会の創出	—	各種懇談会で実施 生活環境課

※5 宮古地区広域行政組合「一般廃棄物処理基本計画」のリサイクル目標値。

※6 目標値は、平成23年度～27年度の村有林及び民有林の整備累計面積。

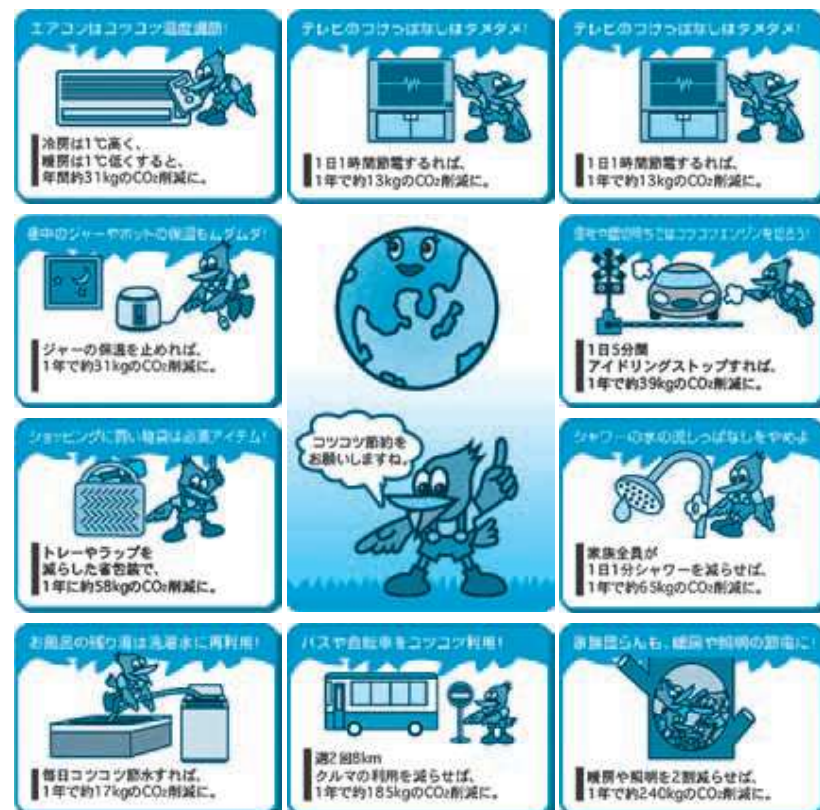
※7 水質調査を実施する河川は、普代川、平井賀川、松前川、島の沢川、白池川、田代川の6河川。



ちょっとした暮らしのムダが、積みもり積もって温室効果ガスとなるCO₂(二酸化炭素など)の排出を増やし、温室効果ガスとなって地球温暖化を引き起こしています。

地球温暖化による海面上昇や生態系の崩壊、異常気象などの深刻な状況を拡げないためには、みんなが生活を見直し、小さなことからコツコツと節約に取り組むことが大切です。

あなたのために、そして未来のために。さあ、いまから「コツコツエコライフ」ははじめませんか。



資料

- 1 田野畑村環境の保全及び創造に関する基本条例
- 2 公共サインのデザイン基準
- 3 田野畑村環境審議会委員名簿
- 4 田野畑村環境条例・環境基本計画懇談会委員名簿
- 5 用語の解説

資料 1 田野畑村環境の保全及び創造に関する基本条例

【平成16年3月29日 条例第10号】

私たちの田野畑村は、海岸段丘と海食崖が織り成す豪壮な海岸線が南北に連なる美しい村である。空と大洋は青く澄みわたり、緑濃い森から流れ出す清冽なせせらぎは、豊かな海をはぐくんでいる。私たちの祖先は、この自然の懷に抱かれ、環境にやさしい暮らしや産業を営み、固有の文化や風土をはぐくんできた。

しかし、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物の増大などの深刻な環境問題を生み出している。その影響は、自然の持つ復元力を超え、すべての生物の基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

環境は、村と村民とが豊かに発展していくための礎である。私たちは、自らが住み、働き、憩うふるさとを、豊かで快適なものにしたいと願ってやまない。また、私たちは、現代に生きる者の責務として、かけがえのない財産であるふるさとの自然や景観を美しい姿のまま将来の世代に伝えていかなければならない。

ここに私たちは、すべての者の参加と協働により、人の営みと自然が永く共生する社会を構築するとともに、伝統や文化等が調和した良好な環境を保全し創造することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、田野畑村の良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに村、村民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。)の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その総合的かつ計画的な推進を図ることにより健全で恵み豊かな環境を確保し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 村民が健康で文化的な生活を営むことができる自然環境及び生活環境、並びに地域の歴史、文化、風土等が生かされた潤いある景観をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動が環境に加える影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球環境に影響を及ぼす事態を防止し、生命の共通の母体である地球の環境を守ることをいう。

(4) 事業者 農業、林業、漁業、商業及び建設業その他の事業活動を行う者をいう。

(5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、多様な生物が生息できる自然環境が健全に維持されるよう配慮するとともに、自然と人との共生が実現されるよう行われなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、自然環境と地域の特性が調和した田野畑らしい景観の保全と形成を図り、村民が誇りと愛着を持つことができる村土の実現を図るよう適切に行われなければならない。

4 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を旨とし、村、村民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより行われなければならない。

5 良好な環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境に深く関わっているとの認識の下に、日常生活及びあらゆる事業活動において、地球環境の保全に配慮した取り組みが推進されるよう行われなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 村は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、村民及び事業者の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映するよう努めなければならない。

3 村は、自ら事業を実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境への負荷の低減の重要性について、村民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、適正な処理が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動において資源及びエネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の低減に資する物の製造、販売等に努めなければならない。

4 事業者は、自らが所有又は管理する施設等を適正に管理し、良好な環境の保全に努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が実施する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 村民は、前項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創造に自ら努めるとともに、村が実施する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第7条 観光旅行者等は、前条に定める村民の責務に準じて良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針

(生活環境の保全及び創造)

第8条 村は、公害により村民の健康が害されることのない環境及び衛生的で快適な生活を確保するとともに、資源を循環的に活用する社会の形成に資するため、次の各号に掲げる事項を重点として、良好な生活環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 生活雑排水及び事業所からの排水の適正な処理
- (2) 水源かん養林の保全と河川の水質保全
- (3) 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正な処理
- (4) 資源及びエネルギーの有効利用
- (5) 前各号に定めるもののほか、生活環境の保全及び創造に関すること。

(自然環境の保全及び創造)

第9条 村は、緑豊かで汚染や破壊のない自然環境を保全するとともに、人と自然が共生する社会の実現に資するため、次の各号に掲げる事項を重点として、良好な自然環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 森、河川及び海の環境保全
- (2) 生態系の保全と希少動植物の保護
- (3) 自然環境に配慮した公共事業等の推進
- (4) 環境への負荷の少ない産業の推進
- (5) 前各号に定めるもののほか、自然環境の保全及び創造に関すること。

(良好な景観の保全及び形成)

第10条 村は、雄大な自然景観と地域の歴史、文化、風土等が調和した美しく魅力的な景観形成に資するため、次の各号に掲げる事項を重点として、良好な景観の保全及び形成に関する施策を推進するものとする。

- (1) 北山崎をはじめとする自然景観の保全
- (2) 地域の文化や特性を生かした魅力的な景観の形成
- (3) ごみの散乱及び投げ捨ての防止
- (4) 地域の美化の推進
- (5) 前各号に定めるもののほか、良好な景観の保全及び形成に関すること。

(地球環境の保全)

第11条 村は、地球環境の保全に資するため、次の各号に掲げる事項を重点として施策を推進するものとする。

- (1) 地球温暖化の防止に関すること
- (2) 前号に定めるもののほか、地球環境の保全に関すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第12条 村長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

田野畑村環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策
- (3) 村民及び事業者が日常生活や事業活動で留意すべき環境配慮事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、地域性を配慮しながら、あらかじめ村民及び事業者の意見を反映するため必要な措置を講じるとともに、田野畑村環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次状況の公表)

第13条 村長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、各年度における村の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第3節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境に配慮した事業等の誘導)

第14条 村は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業が、良好な環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(規制等の措置)

第15条 村は、公害の原因となる行為並びに自然環境の適正な保全及び景観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要があると認める場合には、規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 村長は、前項の規定に基づく規制等の措置を講じようとするときは、田野畑村環境審議会の意見を聞かなければならない。

(財政上の措置)

第16条 村は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の実施)

第17条 村は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視及び調査の実施に努めるものとする。

(村民等の意見の反映等)

第18条 村は、村民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「村民等」という。)の意見を良好な環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるとともに、その施策を推進するに当たっては、村民等が参加する機会を確保しなければならない。

(環境教育等の推進)

第19条 村は、村民等が良好な環境の保全及び創造について理解を深め、これらに関する活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境教育と環境学習の推進に努めるものとする。

2 村は、特に児童及び生徒の環境教育を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(村民等の自発的な活動の促進及び支援)

第20条 村は、村民等が自発的に行う緑化の推進、資源の回収その他の環境の保全及び創造に関

する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
(上下流域間における連携の促進)

第21条 村は、川上から川下、海に至る流域の村民等が相互の立場を理解し、連携して環境の保全及び創造に取り組むことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第22条 村は、村民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な情報を村民等に適切に提供するよう努めなければならない。

(協定の締結)

第23条 村長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため必要と認めるときは、事業者と良好な環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる。

(国及び地方公共団体への協力要請)

第24条 村は、良好な環境の保全及び創造のために広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体に協力を要請して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(審議会)

第25条 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項その他村長が必要と認める事項について、村長の諮問に応じて調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき田野畑村環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、村長に意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(条例の検討と見直し)

第26条 村は、環境の状況の変化に適切かつ迅速に対処するために、5年を超えない範囲内において条例内容を検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

資料2 公共サインのデザイン基準

1 対象とするサインの種類

村が実施する公共事業で設置・管理するサインの中で、施設や観光地等の「記名サイン」及び施設や観光地等への誘導を目的とした「誘導サイン」を対象とし、それぞれのデザイン基準を示す。ただし、道路標識令のような法令等に定めがある場合や、公園内サインのように一つのまとまりとして独自のサインシステムを用いた方が効果的と思われるサインなどについては対象から除外する。

また、民間事業者に対しても協力を要請することとする。

参考 サインの種類

＜記名サイン＞ 対象物の名称を標示することによって他と識別させる機能をもつもの

例…施設の表札、道路名称標、看板



＜誘導サイン＞ 利用者を目的の事物まで誘い導く機能をもつもの

例…観光地などへの誘導標、津波避難誘導標、指定避難場所表示板



＜案内サイン＞ 地区や地域、施設などの全体的な状況を示し、地域内の事物の所在や市、現在地との位置関係などを確認するための機能をもつもの

例…観光案内板、地域案内板



＜説明サイン＞ 管理者など情報の送り手の意図を説明したり、事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの

例…文化財説明板、施設説明板、揭示板



＜規制サイン＞ 安全や秩序を保つために、人間の行動を促す機能をもつもの

例…ポイ捨て禁止看板、駐車禁止標、禁煙標、立入禁止標、火気注意標



2 記名サインのデザイン基準

(1) サイン本体の素材

- ① 豊かな自然に恵まれた本村の特徴を生かすとともに、周囲の景観との調和を図り、木や石などの自然系素材を積極的に活用する。
- ② 金属系素材を使用する場合でも、自然系素材と組み合わせたデザインとするなど、周囲の景観との調和を図る。

(2) 色彩

- ① サイン本体に自然系素材を使用する場合の地色は、素材色を基本とする。
- ② サイン本体に塗装や着色等の処理を行う場合は、周辺環境と調和する色彩とする。
- ③ サイン本体に金属系素材を使用する場合は、艶消し処理等を施し、周囲の景観との調和を図る。
- ④ 文字の色については、対象物の特徴や個性、サイン本体の素材との調和を図り選択する。
- ⑤ 文字色と地色の組み合わせについては、表記の可読性を考慮する。特に、青と黒、黄色と白の組み合わせは用いない。

(3) 大きさ

- ① サインの大きさは、対象物や周囲の景観を損ねることのない規模とする。

(4) 書体

- ① 記名サインの文字の書体は、「可読性」「加工性」「対象物の特性」を考慮して選択する。
- ② サイン本体の素材との調和についても考慮する。

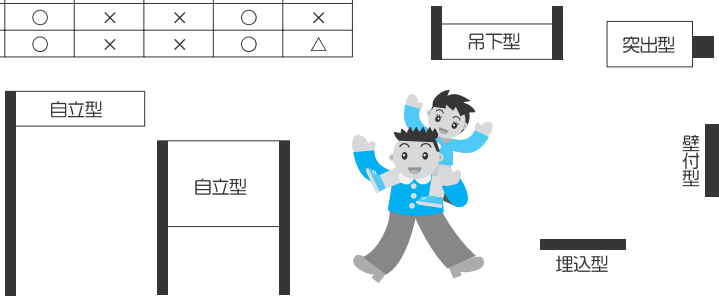
(5) 設置

- ① 対象物の立地や形状に適した設置方法を選択する。
- ② サインの設置に当たっては、対象物や周囲の景観を損ねることのないよう配慮する。また、交通の支障とならないような場所に設置する。

《設置の形態》

種別	自立型	吊下型	突出型	壁付型	埋込型
記名	○	○	○	○	×
誘導	○	○	○	○	○
案内	○	×	×	○	×
説明	○	×	×	○	×
規制	○	×	×	○	△

○＝適
△＝状況により可
×＝不適



3 誘導サインのデザイン基準

(1) サイン本体の素材

- ① 耐久性が高く、加工しやすい素材とする。
- ② 夜間の視認性を高めるため、サインの機能が十分に発揮される素材を使用する。また、光を反射しやすくするなど、必要な加工を施す。

(2) サインの形状、規模

- ① サインの形状は、別記のデザイン図のとおりとする。
- ② サイン本体の大きさは、周囲の景観や交通安全に配慮し、必要最小限の大きさとする。

(3) サインの色彩

- ① サインに使用する色は下記の通り統一する。

誘導区分	地色	文字色
施設や観光地への誘導	白	青

(4) 記載する情報

- ① 誘導サインに記載する情報は、次のとおりとする。
 - ・誘導する場所や施設等の名称。原則として、英字表記も併載する。
 - ・方向を示す記号（矢印）。
 - ・サイン設置場所から目的地までの距離。
 - ・必要に応じてピクトグラム（絵記号）を記載する。

(5) 文字の書体、大きさ

- ① 文字の書体は、可読性の高い丸ゴシック体とする。
- ② 文字の大きさは、サインを設置する路線の規模や交通状況、車両の移動速度等を考慮し、十分な視認性が確保できる大きさとする。
- ③ 和文と併記する英文の文字の大きさは、和文の 50% とする。

(6) 記号

- ① 方向を示す記号は、別記のデザイン図に示した記号を使用する。
- ② ピクトグラムは、原則として日本工業規格（JIS）案内用図記号または岩手県が観光客総合誘導施設整備事業として製作した図記号を使用する。

(7) 設置

- ① 誘導サインの設置は、原則として自立型とする。
- ② サインの設置に当たっては、周囲の景観を損ねることのないよう配慮する。また、交通の支障とならないような場所に設置する。

《文字の大きさの選択の目安》

道路の規模	設計速度と和文の文字高			英文の文字高	
	30km/h以下	40～60km/h	70 km/h以上	大文字	小文字
片側2車線以上	15cm(20cm)	30cm(40cm)	30cm(45cm)	和文文字の2分の1	大文字の4分の3
片側1車線	10cm(15cm)	20cm(30cm)	30cm		

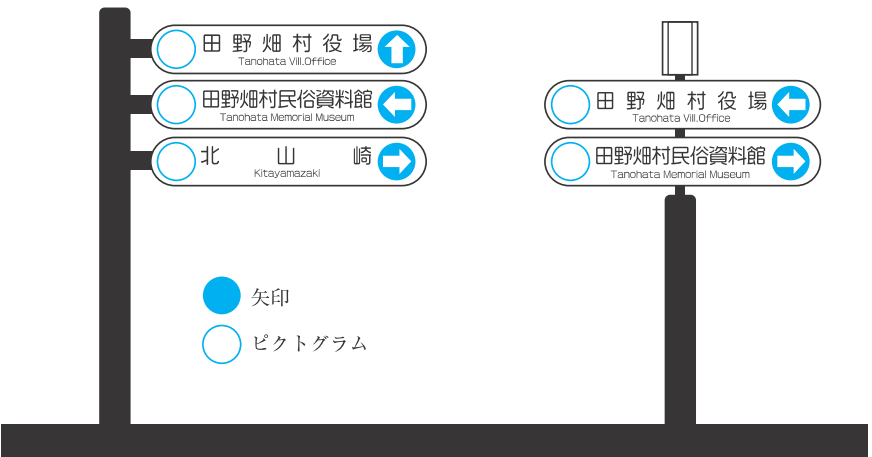
※（ ）は、交通量が多い場合の文字高。

誘導サインのデザイン



設置の例

●単柱型①



●複柱型



資料 3 田野畑村環境審議会委員名簿

敬称略、50 音順

役 職	氏 名	所属団体・役職等
会 長	古 川 勉	岩手大学人文社会科学部 助教授
副会長	鈴 木 隆 昭	田野畑村森林組合 組合長
委 員	嘉 藤 保 男	公募
委 員	小松山 久 男	田野畑村商工会
委 員	昆 芳 男	田野畑村中学校 校長
委 員	佐 藤 博 明	岩手宮古農業協同組合
委 員	似 内 多美子	田野畑村女性団体連絡協議会
委 員	畠 山 榮 一	田野畑村漁業協同組合 組合長
委 員	平 坂 忠 三	田野畑村きれいな村づくり協議会 理事
委 員	山 本 満喜子	公募

資料 4 田野畑村環境条例・環境基本計画懇談会委員名簿

敬称略、50 音順

役 職	氏 名	所属団体・役職等
座 長	古 川 勉	岩手大学人文社会科学部 助教授
職務代理者	黒 沼 忠 雄	黒沼建築設計事務所 所長 岩手県まちづくりアドバイザー
委 員	加 藤 陽 一	岩手県環境生活部環境保全課 課長補佐
委 員	佐々木 宏 子	しまのこしまリンキップ サポーター代表
委 員	高 橋 定 一	宮古農業改良普及センター 所長
委 員	竹 内 基	岩手県立福岡高等学校 教諭
委 員	田野畑 恵	主婦
委 員	早 野 くみ子	田野畑村漁業協同組合婦人部
委 員	三 宅 論	岩手大学農学部 講師公募

【あ行】

アイドリングストップ

自動車の停車中にエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制や大気汚染の防止、騒音・悪臭防止に効果がある。

エコショップ認定制度

ゴミの減量化や再資源化に積極的に取り組んでいる店舗をエコショップ(環境にやさしい店)として認定する制度。岩手県内では、「環境パートナーシップいわて」が制度の創設を検討している。

エコドライブ

地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の排気ガスの量を極力少なく抑えようとする運転法。具体的には、無用なアイドリングをしないこと、急発進や急加速など「急」のつく運転をしないこと、タイヤの空気圧を適正に管理することなど。

エコマーク

(財)日本環境協会が実施する環境保全型商品推進事業のシンボルとして、アルファベットのe(エコロジー、アースの頭文字)を図案化したもの。特定フロンを使わないスプレーや再生紙を利用した冊子など、環境の保全に役立つものとして認定を受けた商品に表示される

オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素(O₂)がオゾン(O₃)に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から20～25kmに存在する。オゾンは、生物に有害な波長をもつ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題になっている。

温室効果ガス

地球温暖化の原因といわれている二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などのこと。これらのガス排出増加により、地球全体の平均気温が上昇する。



【か行】

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」。一般家庭や事業所から排出されるテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンの4つの製品のリサイクルを進めるための法律。消費者・販売店・家電製造メーカーが、それぞれ役割を分担する。消費者は収集運搬と処理費用を負担し、家電製造メーカーは再資源化施設をつくり対応している。平成13年4月から施行。

環境家計簿

家庭で使用した電気や燃料の量などを記録し、その量を二酸化炭素に換算して、自分の家庭からの二酸化炭素排出量を確認できるようにしたもの。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。環境改善のための行政目標であり、大気汚染・水質汚濁・土壌・騒音などに関する環境基準が定められている。

協働

協力して働くこと。村民と行政が相互理解のもとに、ともに協力して働いて村づくりを行うという意味で用いている。村総合計画では、「参加・協働・創造」を基本理念としている。

グリーン購入

環境に与える負荷ができるだけ小さい製品(エコマークやグリーンマーク商品など)やサービスを優先的に選択・購入すること。

グリーンマーク

古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを識別できる目印として、(財)古紙再生促進センターが昭和56年に制定したマーク。原則として古紙を40%以上原料に利用した製品に表示できる。



コミュニティ活動

自治会などで行われる活動のこと。お祭りや清掃活動なども含む。

コンポスター

生ゴミや落ち葉などを堆肥化する容器。コンポスターの底を土の中に埋め、生ゴミと土を交互に重ね入れおくと、ゴミは土中の微生物によって分解され、有機肥料となる。

【さ行】

サイン

書類に署名をすることから身振り手振りや自然現象までも示す幅広い言葉。本計画では、標識や看板のことをさす。

酸性雨

化石燃料(石油、天然ガス、石炭)などの燃焼で生じる硫酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。国境を越えた問題となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じたゴミのうち、燃えがらや汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多いことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されている。

資源ごみ集団回収事業奨励金

村が、新聞紙や雑誌などの資源ゴミの集団回収に取り組む団体に対して交付する奨励金。

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。使用済み自動車から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律。エアコンの冷媒として使われる「フロン類」、爆発性が合って処理の難しい「エアバック類」、使用済み自動車から有用資源を回収した後に残る「シュレッダーダスト」の3つについて、メーカーがリサイクルを行う。リサイクル費用は、自動車ユーザー(所有者)が負担する。平成17年1月1日の施行。

地元学

自分達が住んでいる地域を見つめ直すことで地域の個性・魅力を再発見し、より良い地域を創っていくという取り組み。本村では、平成14年度から各地区で実践活動が行われている。

使用済み自動車

自動車としての使用を終了した車両のこと(倉庫や物置としての使用など運行以外の用途への使用を含む)。平成17年1月1日からは、自動車リサイクル法によってリサイクルが義務付けられる。

水源涵養

森林のもつ機能で、保水や洪水緩和、さらには自然の自浄作用による水質浄化など「緑のダム」とも呼ばれる重要な機能のこと。

水生生物による水質判定調査

河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものとさし(指標)となる16種類(サワガニ、ヒル、イトミミズなど)について調査を行い、その水質の階級付けを行う。環境省で住民参加を呼び掛け、1984年から全国で実施されている。

水素イオン濃度(pH)

水質の酸性、アルカリ性の状態を示す指標。pH7.0が中性で、これより低いと酸性、高いとアルカリ性であることを示す。

生活雑排水

風呂や台所などトイレ以外から排出される汚水。河川などの汚濁の主な原因の一つは、生活雑排水であるともいわれ、対策が急がれている。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示す。

全国観光資源調査

(財)日本交通公社が平成11年に実施した調査で、全国8,600カ所の景勝地や観光地を「特A、A、B、C」の4クラスに評価したもの。北山崎は「自然資源・海岸の部」で最高位の特Aに評価された。特Aには、北山崎のほか富士山や法隆寺など全国で38カ所が選ばれている。

【た行】

待機時消費電力

電気製品を使っていない時でも消費されている電力のこと。家庭の消費電力のうち約9.4%が待機時消費電力に使われている。待機時消費電力量の多い家電は、ビデオデッキ、ガス給湯器、オーディオの順で、主電源を消し忘れがちな機器が上位を占める。

ダイオキシンの類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つといわれる。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ゴミ焼却施設などからの発生が問題となっている。

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。地球温暖化のメカニズムや影響については、23ページを参照。

窒素酸化物

窒素酸化物は、重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。窒素酸化物のうち、二酸化炭素が大部分を占めていて、赤褐色の刺激性の気体で粘膜を刺激するほか、水に溶けにくく、人体に吸収されると肺深部に達して肺水腫などの原因になる。窒素酸化物は強い酸なので、雨に混じって降ると木が枯れ、森林に大きな被害を与える。

低公害車

走行時の排出ガスや騒音など環境に与える負荷が小さく、環境の改善を図ることができる自動車をいう。天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、メタノール自動車がある。

データベース

多くのデータを集めて整理し、必要に応じて検索できるようにしたもの。図書館では、カードやコンピュータを利用して本を探し出すことができる。これは、身近にあるデータベースの一例。

【は行】

浮遊物質（SS）

水の濁りの原因となる有機物やプランクトン、生活排水中の微細な物質の濃度を示す指標。

パートナーシップ

共同で何かを行うための対等な協力関係のこと。

フリーマーケット

公園などを会場に、住民が不用品などをもちより、販売するノミの市。リサイクル運動の1つで、各家庭に眠っている不用品を捨てずに持ち寄り、必要とする人に安く販売することによって、ゴミの減量、資源の再利用に役立てる。

フロンガス

フッ素を含む酸化水素の総称。正式には「クロロフルオロカーボン（CFC）」。「無害で安定した物質であるため、冷媒・洗剤・発泡剤などに使われるが、大気中に放出されるとオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となる。

【ま行】

マイバック運動

ゴミの減量化やリサイクルのための実践行動の一つ。消費者は買物時に買物袋を持参してレジ袋を辞退したり、レジ袋を繰り返し使用する。事業者は、買物袋の持参等について消費者に呼び掛け、行政はその普及に努める。

【や行】

溶存酸素量（DO）

水中に溶解している分子状酸素の量を示す。汚染された河川の下流では、有機腐敗性物質等により溶存酸素は消費される。魚介類等は、溶存酸素を呼吸しているので、生息のためには一定以上の溶存酸素量が必要となる。